### 【ITパスポート】知的財産権など

#### ◆商標

商品やサービスを識別するブランド名やマークのことであり、 使用する商品カテゴリ (=指定商品・役務) とセットで登録される ex:「ユニクロ」という商標を「衣料品」(第25類)で登録

プロンプト: 商標で揉めた事例を教えてください

### ✓ 日本国内の代表的な商標権トラブル事例

### ①「ゆるキャラ®」vs. 彦根市

内容:

「ゆるキャラ」という言葉を最初に商標登録したのは、民間企業(みうらじゅん事務所ではなく別企業)であり、「くまモン」や「ひこにゃん」などの自治体キャラに対し、使用料の請求が懸念される状況となった。

結果:

後に商標は取り下げられ、自由に使えるようになった。

- 教訓:
  - 一般的に広まった言葉でも、先に登録されると独占的に使えなくなる恐れがある。

#### ◆意匠権

「物品や建築物、画面デザインなどの外観(デザイン)」に対して与えられる独占的な権利

プロンプト: 意匠権で揉めた事例を教えてください

### ☑ 有名な意匠権トラブル・訴訟事例

- 1. 【任天堂 vs コロプラ】※正確には特許権+意匠要素も含む
- 内容:任天堂がスマホゲーム『白猫プロジェクト』における操作方法などが、任天堂の「タッチパネル操作技術」に関する 特許やデザイン(意匠)を侵害しているとして提訴。
- 結果:2021年に和解(コロプラが33億円を支払う)。
- ポイント: ゲーム画面上のUIや操作方法などは、意匠権や特許権の対象になる。

### 2. 【アップル vs サムスン】スマホのデザイン訴訟

- 内容:アップルが「iPhoneのデザイン (丸みを帯びた角やホームボタン位置など)」がサムスンのスマホに模倣されたと訴訟。
- 争点: 意匠権(デザイン特許)の侵害
- 結果:一時アップルが約10億ドルの勝訴、その後和解。
- ポイント:スマホの外観やGUI(画面デザイン)も意匠権で保護される。

### ◆実用新案権

「物の形・構造・組み合わせ」に関する技術的アイデアを保護する権利

プロンプト: 意匠権で揉めた事例を教えてください

### ☑ 揉めた・話題になった事例

### ①【サントリー vs 清涼飲料メーカー】

- 内容:サントリーが開発した「倒しても液がこぼれにくいペットボトルのキャップ構造」に関して、他社が似た構造を使用したことで実用新案権侵害で警告。
- 結果:和解(詳細非公開)
- ポイント: 実用新案でも、特許ほどではないが独占的地位を主張できる。

### ②【実用新案ゴロ寝デスク事件】

- 内容:「ゴロ寝しながら使える折りたたみ式の机」の構造で実用新案登録したA社が、類似品を販売したB社を提訴。
- 争点:支柱の形状や脚の折りたたみ構造が似ているかどうか。
- 結果:B社の製品が類似と判断され、販売差し止め。
- ポイント: 単純な構造でも細部の工夫が意外と保護されうる。

#### ◆特許権

「新しくて高度な技術的アイデア」に対して、国が一定期間の独占を認める権利

プロンプト:特許権で揉めた事例を教えてください

## ☑ 有名な特許権をめぐるトラブル (事例)

### ① Apple vs Samsung (スマートフォンの特許訴訟)

- 内容:iPhoneのUI(タッチによる操作やスクロール)などの特許をAppleが保有
- 問題: SamsungのスマホがiPhoneのデザイン・操作性を模倣したとしてAppleが訴訟
- 結果:長期の裁判となり、最終的にSamsungがAppleに賠償金(5億ドル超)を支払う判決
- ★\*世界的に有名な「スマホ特許戦争」\*\*の代表例です。

### ② 任天堂 vs コロプラ 「白猫プロジェクト」特許訴訟)

- 内容:任天堂が、スマホゲーム「白猫プロジェクト」における「タッチパネル操作」などが、自社のDS向けゲームで取得していた特許に抵触していると主張
- 結果:和解金33億円で2021年に和解
- ← 日本国内でのゲーム業界最大級の特許訴訟です。

#### ◆著作権

思想や感情を創作的に表現したもの(=著作物)を、創作した瞬間から自動的に保護する権利

プロンプト: 著作権で揉めた事例を教えてください

## ☑ 著作権で揉めた有名な事例

### ① ピコ太郎(PPAP) vs 海外企業

- 内容:ピコ太郎(古坂大魔王)氏の楽曲「PPAP」の著作権を、中国企業が勝手に登録しようとした事例。
- 問題点:本来の作者が著作権を保有しているにもかかわらず、第三者が不正に登録・利用を試みた。
- 結果:問題は広く報道され、本家が著作権を主張し、使用を阻止。

### ② 同人誌 vs 商業作品

- 内容: 商業作品のキャラクターや世界観を使って作られた同人誌・二次創作が著作権侵害になるかどうか。
- 問題点:同人活動が事実上黙認されている一方で、営利目的や無断商業化されると著作権者から訴えられる可能性がある。
- 例:「美少女戦士セーラームーン」や「ワンピース」など大手出版社が警告したケースあり。

# ◆相違点

# ☑ まず全体像:5つの権利の違い(ざっくり一覧)

権利名	守るもの (対象)	例	登録の要否	保護期間(日本) 🗇
著作権	表現(創作されたもの)	小説·音楽·映画·写真	🗙 不要	原則:死後70年
特許権	新しい技術のアイデア	iPhoneのスワイプ技術	☑ 必要	出願から20年
意匠権	デザイン(形・見た目)	おしゃれな椅子の形状	☑ 必要	出願から25年
商標権	名前・ロゴの識別マーク	ユニクロのロゴ	☑ 必要	登録から10年(更新可)
実用新案権	小さな技術的アイデア	ペットボトルのフタの工夫	☑ 必要	出願から10年

# ◆具体例

# ☑ 感覚で理解するためのたとえ話(コンビニで買える文房具)

アイテム	保護される可能性	該当する権利
文房具のパッケージにあるロゴ	商標権	ブランドの名前やロゴを守る
ボールペンの曲線美・デザイン	意匠権	見た目の美しさを守る
書き心地がよくなる新構造	特許権 or 実用新案権	技術の新しさを守る
ペンのCMソングやポスター	著作権	音楽や絵などの創作物を守る